

# 中小企業等海外侵害対策支援事業

平成30年度予算額 **0.9億円（1.0億円）**

## 事業の内容

## 事業イメージ

### 事業目的・概要

- （独）日本貿易振興機構（JETRO）を通じ、海外での中小企業等の様々な知財侵害リスクへの対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使の促進を図ります。
  - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（①模倣品対策支援）。
  - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（②防衛型侵害対策支援）。
  - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（③冒認商標無効・取消係争支援）。

### 補助対象案件

- ① 模倣品対策支援については、現地国で取得またはライセンス許諾を受けた権利に対し、模倣品が権利を侵害している可能性を示す証拠があること等。
- ② 防衛型侵害対策支援については、警告状等知財侵害により訴えられた証拠があること等。
- ③ 冒認商標無効・取消係争支援については、冒認出願である証拠があること等。

### 成果目標

- 平成26年度から30年度までの5年間の事業であり、最終的には模倣品対策について、警告や行政摘発を行いたいとする申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（2/3、2/3、2/3）



海外で以下の侵害対策を検討する中小企業や地域団体商標権利者をJETROが募集し、支援対象案件を採択します。

#### ①模倣品対策

補助率：2/3  
補助金上限額：400万円  
補助対象経費：  
○模倣品の流通経路、製造元等の調査費  
○警告状の作成費  
○行政機関への取締申請に係る費用

#### ②防衛型侵害対策

補助率：2/3  
補助金上限額：500万円  
補助対象経費  
○弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用

#### ③冒認商標無効・取消係争

補助率：2/3  
補助金上限額：500万円  
補助対象経費：  
○異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に係る費用